

税務相談室

医療法人の役員退職金等

北海道医師会顧問税理士 中村 孝一

質問

1. 医療法人ですが、このたび永年功績のあった理事長でもある院長が退職することになりましたので、その退職金として5,000万円を贈ることを総会で決議したのですが、実際の支給は翌期になります。そこで、当法人ではその支給日に退職金として経理したいと考えていますが、認められますか。また、その全額が損金となるのでしょうか。
2. 病院の創立者であり理事長でもある病院長が老齢のため、院長と理事長の職を辞し、平理事である相談役になりました。退職ではありませんが、実際には退職と同様ですので、この際退職金を支給しようと思いますが、認められますか。

回答

1. 役員退職金は、総会決議の日の損金となるが、実際支給日の損金とすることも認められる。

役員退職金は、従前の職務執行に対する報酬の後払いや功労に対する報奨的支払であるといわれています。税務上は、原則として損金に算入されますが、不相当に高額な部分や利益処分によるものなどは、損金に算入されません。

この役員退職金は、株主総会の決議等によりその額が具体的に確定した日の属する事業年度の損金とされます。しかし、法人がその退職金の額を支給した日の属する事業年度において、その支給した額につき損金経理をした場合には、その処理が認められます。

ところで、役員退職金が適正であるかどうかは、①その理事長の従事期間、②その退職の事情、および③その医療法人と同規模の医療法人の理事長の支給状況などを総合勘案して判定することになります。

したがって、ご質問の場合の5,000万円が適正かどうかは速断できませんが、一般に最終適正報酬額に従事年数を乗じて算出された金額に功績加算をした金額が一応の目安となるでしょう。この功績加算の

算定にはいろいろな方法があるようですが、一般には、職位別倍位係数もしくは功績倍率といわれているものがよく使われているようです。判例においても、上記の方式により過大退職金を認定した事例を合理的であるとしたものがありますが、参考になるでしょう。

2. 一定の事実該当し、かつ適正額の退職金の支給の場合は、法人税法上退職金とみなされる。

役員退職金は、役員退職という具体的事実に起因して支給される給与です。したがって、現実その法人からの退職の事実のない場合に役員および使用人に対し退職金を支給しますと、原則として賞与とみなされます。しかし、退職の事実がなくても、次に該当するために、そこで打ち切って退職金を支給した場合には、損金算入が認められます。

- (1)常勤役員が代表権もなく経営上も必要な地位を占めない非常勤役員になったこと、役員分掌変更等により報酬が2分の1以下に激減する等、その職務の内容や地位が激変し実質的に退職したと同様の事情にあると認められることになったため退職給与を打ち切り支給した場合
- (2)法人の使用人が役員になった場合、また退職給与規程の制定、改正に際して役員になった者の全員に使用人であった期間の退職金を打ち切り支給した場合
- (3)中小企業退職金共済制度、確定拠出年金制度へ移行のための退職給与金規程の制定・改正に際し、使用人に退職金を打ち切り支給した場合

以上のとおりですが、ご質問の事例は、上記の(1)に当たるものと思われます。すなわち、役員分掌変更はもちろん非常勤役員になるようにも思われますが、いずれにしても職務の内容、地位の激変が認められますので、退職金の打ち切り支給が認められるでしょう。ただ、その判定に当たっては、報酬の激変等の事実が考慮され、判断されることになりますので、この点も注意する必要があります。